

イギリスにおける政治的多元主義の諸相

- E . バーカー、G . D . H . コール、H . J . ラスキの政治思想を中心に -

The various Aspect of Political Pluralism in Britain

- Political Thoughts of E.Barker , G.D.H.Cole , H.J.Laski -

梶沢 栄一

GUMISAWA Eiichi

On this essay I research the thoughts of political pluralists in Britain, E.Barker, G.D.H.Cole, H.J.Laski. First I treat the political thought of E.Barker, and refer to his insists of democracy. Next I treat that of G.D.H.Cole, especially his view of Guilt Socialism. Last I treat that of H.J.Laski, especially his design of the pluralistic theory of the state. Considering the political thoughts of these men, I try to find something in common with each other, and consider significance of the thoughts of political pluralism in Britain.

1. はじめに
2. バーカーの民主主義の主張
3. コールのギルド社会主義の視点
4. ラスキの多元的国家論の構築
5. むすびにかえて

1 . はじめに

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてイギリス帝国主義は、国の内外において大きな障壁につきあたることになる。対外的にはドイツやアメリカの資本主義が、世界市場を占めるイ

ギリスの敵としてあらわれたことであり、国内的には消費市場の圧迫による購買力の低下、旧式機械による生産力の低下などにより「世界の工場」(factory of the world)として君臨したイギリスの地位は過去のものとなりつつあったのである。労働者階級はその影響をまともに受け、各地にストライキを実行し、法的地位確保のため労働運動を強化していった。1881年W.モリス(William Morris)やH.ハイドマン(Henry Hyndman)によってイギリス最初の社会主義政党になる「民主連盟」(The Democratic Federation)⁽¹⁾が結成され、1883年にはG.B.ショウ(George Bernard Shaw)やウェブ夫妻(The Webbs)らによる「フェビアン協会」(Fabian Society)⁽²⁾が設立されるに至る。このような労働者の政治的進出に対して新たな動きをするものがあつた。それは1905年に成立したH.キャンベル=バナマン(Henry Campbell Bannerman)内閣である。この内閣は社会政策を積極的に行い、これによって労働者の信頼を繋ぎ止めておこうとするものであつた。この政策に貢献したのがT.H.グリーン(Thomas Hill Green)やB.ボザンケ(Bernard Bosanquet)などのイギリス理想主義者として名をはせたオックスフォード学派⁽³⁾であつた。グリーンは自由黨員でもあり、この党の理論的指導者でもあつた。彼にとって、理想の人間は意志と理性を合わせ持つ人間で、これこそが完全に自我実現された人間であり、「最高の善」(supreme good)ということになる。そしてこの「最高善」=「公共善」(common good)は国家または社会共同体の中でのみ実現されうると言うのである。従つて、自由も単に制約がないという消極的自由よりも、他の人々と共に為し享受するという積極的自由を主張するものであつた。ボザンケはさらに、個人の眞実意志は国家の意思に同じく、個人は国家に服従することにより、彼自身の眞実意志が体現されると説くのである。彼に至つては、個人と国家の関係はその第一義性において完全に逆転してしまつたのである。

このように帝国主義の危機の時代にあつて、国家活動は強化され、国家の第一義性が強く主張されるに至つた。しかしイギリスには、思想史的にみてもA.スミス(Adam Smith)やJ.ベンサム(Jeremy Bentham)やJ.S.ミル(John Stuart Mill)などの思想家の個人主義・自由主義の思想家の輩出の伝統があり、このような状況に対して危機感を察知する一般大衆も多くいたのである。またすでに成長しつつあつた労働組合、教会、学校などの社会諸集団は、国家の積極的活動とその強化に危機感を募らせると同時に、自らの活動の自由とその保障を要求してくことになる。そして、これらの活動の指導理論的役割を担つたのが、政治的多元主義者達だつたのである。この政治的多元主義の源流に、イギリスではF.W.マートランド(Frederic William Maitland)⁽⁴⁾、J.N.フィギス(John Nevill Figgis)⁽⁵⁾、E.パー

カー(Ernest Barker)、G.D.H.コール(George Douglas Howard Cole)、H.J.ラスキ(Harold Joseph Laski)、アメリカではR.M.マッキーバー(Robert Morrison MacIver)⁽⁶⁾、フランスではL.デュギー(Leon Duguit)⁽⁷⁾などの主な政治思想家の名前をあげることができる。

本稿ではまず政治的多元主義の先達者の一人であるバーカーをとりあげ、彼の国家に対する牽制と民主主義に対する考え方を考察してみたい。次に、コールをとりあげ、彼の機能主義の立場から構築したギルド社会主義の本質に迫る。そして最後に、政治的多元論で最も有名なラスキをとりあげ、彼の多元的国家論の骨子を考察してみたいと思う。

2. バーカーの民主主義の主張

バーカーは、1874年イングランドのチュシャイアーの寒村の鉱夫の子として生まれた。幼少より英才としての名をはせ、奨学金でオックスフォード大学に進むことが出来た。また、卒業と同時に母校の教壇にたつという才能やチャンスにも恵まれていた。1920年からロンドン大学に移り、28年以降はケンブリッジ大学で教鞭をとり、39年まで正教授の地位にあった。

バーカーを著名な政治学者としてデビューさせた著作に、初期に著した『イギリスの政治思想 H.スペンサーから 1914年』⁽⁸⁾がある。これはスペンサーに始まる政治思想を1914年まで、社会的背景を説明しながら考察し、それぞれの思想に内在する政治理論を卓越した方法で解明したものである。ここですでに、国家の全能性の否定とともに、国家対個人の構図ではなく、国家対集団の構図を提起している。バーカーの政治理論を最も明確に展開しているのは、彼の晩年の著作である『政治学原理』⁽⁹⁾である。この中で、国家論、つまり、国家と社会の関係、国家の財産と正義の問題、国家によって保障される権利の問題、政府に対する市民の義務や市民に対する政府の義務が論じられ、彼の政治的多元主義思想の特色を明確に知ることができる。

ここでは後者の著作を中心に彼の政治理論の本質について見てみよう。彼によれば政治理論とは、国家の本質を明らかにし、そして、それが実現すべき目的ないし価値をどのような手段で行いうるかを課題にするものだとしている。しかも、この政治理論はアリストテレスの言うがごとく正しき国家の本質を探求し、〈ある国家〉より〈あるべき国家〉の探求が大事だとしているのである。⁽¹⁰⁾ このことは、彼が理想主義を継承し、そのイギリス

的伝統の中で自らの理論を展開していることを証とするものである。⁽¹¹⁾ 彼は「社会」(society)について次のように言う。つまり、それは、宗教的、教育的、経済的等々の目的のために存在する団体あるいは結社の総体を意味するものだ。これに対して、「国家」(state)は、他のものとは違い居住する成員をすべて含むものであること、さらに強制力をもっていることをその特徴としている。彼は、このように「社会」と「国家」を明確に分けることにより、いかなる意義を見え出そうとしたのであろうか。かつてボザンケが構想した国家において個人の真実意志が実現されるという考えに真っ向から対立し、むしろ、個々人の任意的社会集団を通じて真実意志が実現されるということを理論づけたかったのである。ここでの「国家」は、体制の総合性の維持のため様々な「集団」(association)の調整権力としてあり、諸「集団」の平等を維持し、さらに「集団」が個人を侵害するようなことがあれば、保護にあたらねばならないとしている。このことから国家主権の全面否定の見地に立つのでなく、限定的制限をすと言う立場に立っていることが解る。社会諸「集団」の自立により、個人の道徳的人格は実現されるのであり、「国家」によってではない。このことからすれば、「国家」も一つの結社であるが、他の社会諸「集団」とは異なる調整機能を認めようとしたのである。

では「国家」は何を目的とするのであろうか。彼によれば、それは「正義」(justice)つまり自由・平等・博愛だと言う。「正義」において全ての成員の人格がその能力を最大限に発揮することになるのだという。そしてこれを外的に保障するのが個人の権利ということになる。従って、「国家」が「正義」を実現できず、人々もそのことを十分に自覚した場合は国家に対して抵抗できるとした。この抵抗は、暴政や無政府を引き起こすことを目的に行使されるものではなく、あくまでもこの抵抗により社会思想が成熟し、その過程を通じて再び「国家」が「正義」を実現するために行使されるのであると言う。

バーカーは人生の後半において、民主主義と真っ向から対立する思想と直面することとある。ソ連の Kommunismus、イタリアのファシズム、ドイツのナチズムであった。これらの思想や体制が、いかに個人の自由や平等を侵害し、道徳的人格の実現に逆行するものであるか 1942 年に出版された『政治への考察』⁽¹²⁾の中で分析している。そして、民主主義を守り発展させるためには、討論による政治が最も大切だということを説いている。この討論が停止した所では、民主主義も死滅することを鋭く指摘しているのである。

以上見てきたように、バーカーの政治理論の中心は、個人の道徳的人格の発展をどのように図るのかと言うことであった。そこでの「国家」や「集団」はこの人格の発展のため

のあくまでも手段なのである。しかし、1930年代という政治状況は、これと全く逆の政治思想が席卷しつつあった。彼はこの絶望的状况の中で、自らの政治思想で対抗したのである。それは、個々の人格の最大限発展をその理論の中心とした民主主義の強烈な主張でもあったのである。

3. コールのギルド社会主義の視点

コールは1889年に生まれた。少年時代から社会主義に興味を持つという大変ませた子供であったと言われている。1908年には「独立労働党」(Independent Labour Party)および「フェビアン協会」に加入し、オックスフォード大学では大学社会主義連盟の議長も歴任するほどであった。そして、1915年には「全国ギルド連盟」(National Guild League)の設立に加わり、理論的指導者の一人になった。これ以降ギルド社会主義の代表的理論家として活躍することになる。また25～45年の間はオックスフォード大学の助教授として、45年以降は教授としてアカデミックの世界でも活躍した。45年以降「フェビアン協会」の会長としての任につき、大学教授でありイギリス社会主義運動家の一人として名をはせることになったのである。しかし、政治思想家として彼を有名にしたのは、何と云っても1920年に著した『社会理論』⁽¹³⁾の中で展開したギルド社会主義理論である。このギルド社会主義理論は、この時期に運動も含めて最高潮に達していたのである。ここで、この理論を政治的多元主義および多元的国家論の一つの形態として捉え、その内容について考察してみよう。

この著書の中で、彼は大変興味深いことを述べている。まずこの著書のタイトルを「国家理論」でなく「社会理論」とつけたことに触れている。つまり通俗的意味で「国家理論」とした場合、国家を特殊な団体として扱い、国家と個人というような重要な関係を国家の本質目的の中に包括して捉えがちであるというのである。つまり、国家の論理からどうしても個人を捉えるということになると言うのである。コールは、このことにより国家を絶対視し、恒常的かつ普遍的権力の属性を国家に求めようとする従来の国家論者と明確な一線を画そうとしたのである。さらに、このことは先のバーカーにも見られたことであるが、彼の国家論の論理構成は明らかに目的論的である。つまり〈ある国家〉でなく〈あるべき国家〉の論理展開を貫いている。もちろんこのことは、彼の哲学的・倫理的発想と大いに

関係していることは間違いない。

それではなぜ、従来の国家論では現実社会を十分に捉え切れてないとしたのかと言うことになる。彼は人間を観察すれば、そのことは一目瞭然だと言う。つまり個々の人間を見ると、彼らはその動機のもとに結合し、必ずしも国家において結合しているとは限らないと言うのである。むしろ、日常生活の中では国家的な結合を意識するより、それぞれの関心を利害関係の中で結合し、社会を構成していると言った方がよいかも知れない。つまり、コールは国家を、人々が様々な動機で結びついた団体を同じ階位におこうとしたのである。彼はその理由として次のことをあげている。第一に教会の影響が増大し精神的自由を国家から取り戻しつつあること。第二に産業面ではボルシェビズム、サンジカリズム⁽¹⁴⁾、マルクスシズムが影響を及ぼしつつあること。第三に全智偏在の主権国家は過去のものとなりつつあり、完全に成長しつつある機能的団体が、国家と同等もしくはそれ以上に伝統を培っていることである。

さてここで、コールがギルド社会主義論を構築するにあたり、三つの概念を設定することから出発していることに注目しておこう。まずは「共同社会」(community)である。これは慣行及び慣習に基づく伝統の中で共通のきずなによって結合されたもので、共通の目的や関心もった人間の複合体であると言う。具体的には、家族、修道院、都市、州、国、世界というように広範かつ包括的な広がりを持つ社会生活圏である。従って、単にある部分的目的を促進しようとするようなクリケットクラブや労働組合や政党とも違うということにもなる。さてこの「共同社会」が発達し組織化されると、ここに「社会」(society)が生じることになると言う。これは、「共同社会」内部にあって、法律の支配の下で目的のために結成された組織である「目的団体」(association)及びその制度の複合体を意味するものである。従ってこの「社会」においては、種々の「目的団体」が組織的に構成され、組織的協同の関係が取り結ばれていることになる。ここでの「目的団体」こそは、人々が無数の欲望を持ち共存生活する中で、その欲望を満たすために作られたもので、この欲望の満足こそ個人の幸福であり、社会全体の幸福ということにもなる。つまり、個人の欲望は「目的団体」において実現されるのであり、従って彼らは単独の行動から協同という行為に移り、その目的のために一致し、協同行動をとるために、規律を設けるに至ると言うのである。以上のことから、コールが「共同社会」、「社会」、「目的団体」の概念を明確に区別し使用していたことが分かる。そして、このことが、自らの理論構築の根本にあったことに注目しておきたい。

さてこの「社会」にあって、様々な「目的団体」が目的実現のために組織され、目的に応じた機能を果たしていることになる。これが、コールの言う「機能の原理」(principle of function)とすることになる。従って目的こそ機能の素材となるのであり、機能はまた選択された目的でもあるとも言う。「目的団体」はこの機能により変化し発展するものであるが、あくまでも特殊目的の実現であることには変りはない。しかし、そうであってもそれぞれの「目的団体」が、それぞれの機能において目的実現に努めれば、社会組織としての機能の結合と円滑な運動連携が与えられることになり、社会全体として発展することになると言うのである。そして、国家も、この特殊目的を果たすために作られた「目的団体」であり、それ以外のなにものでもないということになる。他の「目的団体」と違う特殊とは、人種、宗教、職業を超えた国家内に属する全ての人の利益を計るために機能することが、特殊と言う意味なのだと言う。

コールは従来の国家論の一般的理論を、次のように解釈している。国家は如何なる機能を果たすかと言う観点からすれば三つに集約されると。それは、経済的機能と政治的機能と調整的機能である。経済的機能に関して言うならば、彼によれば、国家の経済的活動が広範だとしても、その活動は現実の国家では中枢的地位を占めておらず、その重要性に低いと言う。さしあたりは、後者の二つに注目すべきだと言う。政治的機能は、社会全体において社会組織をつくる個々人の権利とその関係を調整するものである。例えば、犯罪の防止と処罰、精神病患者などの保護と処置の法律をつくることなどがあげられる。調整的機能は、今日の国家において重要度が増しているもので、この機能こそ、団体と団体の関係、国家と団体の関係を調整し、社会の安定を計るものだと言う。主権国家にあっては、当然にも国家が領域内の全ての人民を包括し統合しているのだから、調整機能または統制機能をもって、ほかの団体に優越していると言う考えが前提としてあった。

しかし、これらの国家の従来の解釈に、コールは異を唱えるのである。ここからコールの新しい理論展開が始まる。つまり、主権国家のみならずあらゆる国家と言うものに調整機能を委託すれば、必ず不公平が生じ、様々な不都合が発生すると言うのである。従って、コールの言う国家は、前述のごとく一つの「目的団体」に過ぎないのであるから、国家は包括機能や統制機能、それどころか調整機能すら持つものではないとの結論に彼は至るのである。このように国家の機能を制限してくるなら、各種の「目的団体」の円滑な活動を保障するものは何かということになる。コールは残る可能性を一つに求める。それは、「目的団体」の結合体にその機能を持たせればよいと言うのだ。この結合体が「合同会議」(joint

session)と呼ばれるもで、これに統制及び調整の最高機能をさずければよいということになる。

このような観点に基づき、コールは各種「目的団体」の体系化を計るのである。第一は、生産組織としてのギルドの団体である。第二は消費組織としての消費組合である。第三が公務の組織としての市民組織である。これらは、地区、地方、全国という段階でそれぞれ「合同会議」が作られ、これが国家に代わるものであり、財政問題、紛争問題、外交問題などに関して調整機能を果たすという構想である。これが、政治的多元主義及び多元的国家論に基づくギルド社会主義と言われるものの本質である。

しかし、コールも 1930 年代になると、この考えを変更するかのようにフェビアン社会主義に近づき、中央集権的計画経済を唱えるようになる。後述のラスキほどでないにしろマルクス主義に最も接近した時期である。しかし、史的唯物論においても、貧困化論においても、さらに労働価値論においてもマルクス主義に理解を示すつつも、その有効な部分を摂取しようとした企てであり、その教義を全面的に受け入れた訳ではなかった。彼は晩年において、イギリスや西欧においてはソビエト共産主義とは別の道が開ける可能性を示唆しながら、自分はマルキストであり空想的社会主義者だと言っている。共産主義の残酷さや冷酷さを知り、さらに権威主義を憎悪しながら、彼があくまで目指したものは、人間生活の物質的な質より、精神的な質の向上であった。そのための社会理論であり、政治理論であったのである。ここに社会主義思想家としてのコールを観るのであるが、バーカーと同じようにその根底に民主主義的かつ理想主義的部分を十分に持ち合わせていたことを我々は知るのである。

4 . ラスキの多元的国家論の構築

ラスキは 1893 年イギリスのマンチェスターに、ユダヤ系の裕福な綿織物商人の子として生まれた。1910 年オクスフォード大学に進み、E.バーカーやF.W.X.メートランドに師事し、歴史学や政治学を学ぶことができた。当時すでに「フェビアン協会」の一員でもあり、参政権運動にも熱心であった。卒業後にカナダのマックギル大学やハーヴァード大学で歴史学を講じる機会にも恵まれた。アメリカ滞在中に出会ったO.W.ホームズ(Oliver Wendel Holmes)判事⁽¹⁵⁾などの交友は、彼の思想形成にも影響を与えた。1920 年に帰国し、ロンド

ン政治経済学院で政治学の講義を持つことになる。1925年に出版された主書『政治学大綱』⁽¹⁶⁾はこの時期に著され、我々はこの中に彼の多元的国家論の完成を見て取ることができるのである。またこの頃には労働党にも入党し、党の政策にまで影響を及ぼす論客になっていたのである。この頃の彼は、共産主義思想には理解を示しながらも、プロレタリア独裁や暴力革命には拒否の態度を明確にし、ボルシェビズムには明確な一線を画していた。イギリスの自由主義の伝統を引き継ぐ社会民主主義者の立場であった。

しかし、1929年に始まる世界大恐慌は、資本主義の危機とファシズム国家の出現という政治的危機を到来させることになった。これらのことが、ラスキをして、マルクス主義に接近させて行くものであった。1935年に著した『国家 理論と実際』⁽¹⁷⁾や、二年後の『政治学大綱』第四版に付された「国家論の危機」において、階級国家論の有効性を認める記述がみられる。これが、いわゆる彼の階級国家論思想への移行期とされる時期である。しかし、マルクス主義の方法の有効性は認めても、依然としてロシア的マルクス主義には批判的であり続けた。このころは、彼は幾度も政治家になることを勧められたが、その誘いには乗ることはなかった。華々しい政治家より、学者や教育者としての自らの道を選んだ。せいぜい種々の行政委員を引き受ける程度であった。戦争に対する彼の態度は、戦争回避策における政府の失敗を非難しながら、この戦争には反ファシズムのために勝利しなければならないと言うものであった。戦時中は、ロンドン政治経済学院やケンブリッジ大学に学問生活の場を移していた。彼はそこで、政治家との交わりより、学生との討論や会話をこの上の楽しみとし、彼らと深い交わりをもったのである。

戦後の総選挙で、労働党は圧倒的勝利を収め、政権に就くことになった。これはラスキが1943年に著した『現代革命の考察』⁽¹⁸⁾で展開した「同意による革命」(the revolution by consent)と「計画民主主義」(planned democracy)の実践であった。そこでは、ロシア革命の道だけがマルクス主義の革命の道ではないこと。むしろ、ロシア革命以後のソビエトの誤りを厳しく非難するものであった。特に、粛清を含む一党独裁のスターリン主義は厳しく批判されるべきだとしたのである。そして、資本家・労働者の協力のもとで議会制民主主義を通じて、漸進的な社会主義の実現の可能性を目指しながら、新たな変革を試みるものが「計画民主主義」だったのである。我々はこの民主的社會主義者としてのラスキの第三の転換期を見て取ることができるのである。

1950年は総選挙で幕が切って落とされた。ラスキは労働党のために協力を惜しまず日夜応援演説に駆け回った。しかし、このことはあまり体の丈夫でなかったラスキにとって、

かなり体力を消耗するものであった。そして、病の淵に立つことになる。この病は彼を二度と健康な体に回復させることはなかった。この年の3月24日に肺膿腫のため二度と帰らぬ人となったのである。⁽¹⁹⁾

さて、ラスキの多元的国家論とはいかなるものか考察してみよう。その国家論構築の動機となるものは、パーカーやコールと同じく、国家が主権と言う最高絶対的権力を持つと言う一元的国家論に対する批判から始まるのである。ラスキは、国家主権思想を次の三点において批判する。第一は、今日の主権国家の起源は、16世紀の宗教的紛争を解決するための世俗的権力を優位に位置づけるために考えられたもので、今日幾たびかの市民革命を経る中で妥当性がなくなったことがあげられる。第二は主権国家における法理論である。この点に関しても無制限な法的権力の存在を認めることは今日不可能で、法的権力の背後にも選挙民の意志を認めざるを得なくなったことをあげる。第三に主権国家の政治組織論において、これは紛争解決のため単一中心的権力の存在を主張するのであるが、無数に存在する目的団体も国家に優るとも劣らない主権者であるから、国家が成員の忠誠を独占しようとすることは今日不可能であると主張しているのである。

またこれも前二者と共通するのであるが、あくまでも目的論的国家論、つまり<ある国家>より<あるべき国家>を構想したということである。ラスキは、その国家論にあって時代状況により理論的变化こそは見られるが、この方法論においては変化はなかったと言ってよい。また彼が多元的国家論の導出にあたり、人間の本質規定から始めていることは興味深い。彼は、人間とはいろいろな衝動の束が一緒に行動して全人格をなしているものだと言う。つまり、無数の衝動があり、それが満足されねばならないと言う。例えば学校で学びたいという衝動もあるだろう。教会で心の安らぎを得たいという衝動もあるだろう。これらは、目的を達成するために「諸集群」(associations)を作ることによって満足されることになる。そして、「社会善」(social good)なるものは、衝動の作用が満足な活動を産み出し、我々の本質が到達する統一の中にある時に実現するものである。そして、ここに「国家」(state)の存在理由としての国家の機能があるとしているのである。その国家機能とは、諸衝動が目的を実現するために「諸集群」を作った時、その「諸集群」を調整する機能である。しかし、「諸集群」の権力は、「国家」の権力と同じく独自完全であり、またそうであるべきであると言っている。ここにラスキの多元的国家論の特色があるのである。つまり、権力の機能、対象、範囲、様態は、「国家」と「諸集群」においては異なるだろうが、権力そのものの本源性や完全性においては同等であるとしたのである。そこで、「国家」は

「諸集群」と同等な権力をもってして、調整機能は可能かと言うことになる。ラスキは、「国家」と「諸集群」の違いを次のように三点あげ、その解決を図っている。第一に「国家」は強制的加入団体であると言うこと。第二に「国家」は領土的団体であること。第三に「国家」は、消費者の一般的利益の保護にあたるものであることなどである。これらの点をあげ、「国家」を「諸集群」と区別することにより、「国家」にのみ優越的権力、つまり法的権力を帰属させるということである。ここに、「国家」の「諸集群」に対する相対的優位性を認めていることが明らかである。しかし、これは、あくまでも個人の「最善の自己実現」(realized his best self)を可能にする権利が、共同体に保障されている場合に限りであり、厳格な監視やコントロールが必要だとしているのである。この権利こそは「国家」に先立ってあるもので、この権利を保障し維持していくことが「国家」の正当性であり存在理由だとするのである。この個人の権利は、個人の「最善の自己実現」をする目的の団体にも同様に認められなければならないとする。「国家」はつねに個人や目的の団体の権利が保障され、これらの団体の活動のための条件を整え、これらの団体を調整する機能を果たさなければならないのである。このことから、「国家」の目的そのものも、最大規模において国民の福祉を実現するもので、人間活動の全領域を包括したり統一したりするものではないことになる。「国家」と「社会」(society)は同一ではなく、むしろ「社会」の中に「国家」や「諸集群」が共存し構成されているのであるから、「国家」と「諸集群」の目的もそれぞれ特殊な一面を目的にしていることに過ぎないとしているのである。

ここで、ラスキが「国家」と「政府」(government)を厳密に区別しなければならないと言っていることに注目しておこう。「国家」の目的や機能は実際には「政府」によって実行に移されるのだが、ここに明確な相違を見て取る。あくまでも「政府」は人間の集まりであり、それは人間の集まった執行機関なのである。従って、人間の集まりであるから、誘惑にも弱く、間違いも犯しやすく、遭遇する経験も様々な人間集団なのである。「政府」が「国家」の目的の実現に如何に奉仕できるか問題になる。特殊で不完全な政府という人間集団が、社会全体の善を目指す「国家」に如何に近づけるのか、その鋭意努力の過程をラスキは重視する。ここにラスキの目的論的多元的国家論を見て取ることができるのである。

ところで、彼はこの国家論において、具体的にどのような政治制度を考えたのであろうか。若干ふれておきたい。まず「諮問委員会」(advisory committee)の設置である。これは行政府の活動分野に設置され、その活動を補助し発展させるものである。構成員は諸団体や、諸階層の出身者からなり、その具体的活動は、新しい立法の提案に対する評価、新し

い規則や行政改革の提案、また政令などの検討をする権限を持つものとしたのである。また「地方自治」(local government)の重視を強調する。これは、中央政府の権力外におかれると言うものではなく、むしろ補助をするためのものだと言う。具体的には、教育、保健、住宅、交通など地域性をもったものに対し、地方団体にその管理権限を与えることにより、国全体の行政の円滑化を計ろうとするものである。経済分野では「評議会」(council)と言う私企業を司るための代表団体の設置を提案する。これは、所有者、労働者、消費者、政府の代表によって構成され、賃金、労働時間、生産、安全性など企業運営についての規則を作る権限を与えようとするものである。このように権力の分散を計る考えは、個別の利益に徹するためでなく、個々の利益の反映が全体のための利益の反映につながると言う前提の下での権力の分散であり、そのことによるより調和のとれた多元的構造を持つ「国家」の実現を期待したのである。このような制度は、民主主義国家において、今日何らかの形で実現されていることは言うまでもない。

5. むすびにかえて

イギリスの政治的多元主義を代表する三人の政治思想家の思想及び国家観(論)を概観してきた。それぞれの主張や理論の中に当然相違点も観られるが、それにも増して、いくつかの共通点を観ることができる。その一つは、彼らが、その理論の出発に個人の尊厳を第一義的に考えていたと言うことである。場合によっては、彼らは人間の心性構造にまで言及し、個人が自らを最大限に実現し幸福になることを可能にするのが、政治理論の最終目的とした。このことを前提に、彼らは国家論を構築し政治哲学を展開して行ったのである。彼らが使った国家は、それ自体単独ではありえず、個人としての人間と密接に関連した国家なのである。国家が個人を無視して独自に行動することは危険極まりなく、あってはならないことである。このことを彼らは大変重要視したのである。国家乃至国家主権の優位を説くイギリス理想主義者は、国家と個人の親密性の点に関しては政治的多元主義論者と同じかもしれない。しかし、この理想主義者は、むしろ国家の優位の中に個人の実現があるのであり、その逆ではないと言うのである。彼らに対して、政治的多元主義論者は、全く逆転の発想をした。このことによって、20世紀初頭に新し政治思想としてデビューしたのである。

さらにもう一つの共通点は、〈ある国家〉か〈あるべき国家〉かの問題である。三者は今見てきたように〈あるべき国家〉論者であった。つまり、目的論的国家論を展開するのである。これもイギリス政治思想の特色でもあり、理想主義者も例外ではないのだが、政治的多元論者にとっては、空想的でない現実的な国家論を如何に理想的なものとして構築するかということが課題であった。これに絶えうる理論こそ、政治哲学乃至政治思想たりうるものと考えていたのである。国家という社会共同体において、人間存在の全面的実現が如何に可能なのかを前提に、その理論を目的論的に構築していく姿勢の中に、19世紀後半から20世紀前半にかけてヨーロッパに流行した新カント学派⁽²⁰⁾の強い影響を見て取ることできる。しかし、このような目的論的国家論は、現実の国家に対する社会科学的分析や存在論的分析を消極的にすることにより批判を招くことになる。このことはしごく当然であり、多元的国家論者も例外ではなかったのである。

さて、20世紀も終わりに近づき、国家と個人の問題の解決は少しでも進展したのであるうか。残念ながら否である。多くの国々は益々国益に執着し、その獲得と維持に躍起になっている。社会主義が崩壊に向かい、国益を重視するナショナリズムが昂揚してきている。卑近な例として、我が国における国旗法、国歌法、盗聴法などの一連の立法化の流れは、一向に進まない地方分権化の動きとあいまって、国家の優位性の強化を着実に実現しているかのように思える。このような政治状況の中で、「国家あつての個人か」、「個人あつての国家か」と言う二律背反の問いに対して、我々が、民主主義の母国であるイギリスの、しかもその民主主義思想の発展に大きく寄与したイギリス多元主義的政治思想を改めて考察することも意義あることのように思う。

注

- (1) 富岡次郎著 『イギリス社会主義運動と知識人』 三一書房、1980年、18～25頁。
- (2) 関善彦著 『イギリス労働党史』 社会思想社、1969年、26～42頁。
- (3) 19世紀末から20世紀初頭にかけてイギリス思想界を支配し、オックスフォード大学を中心に展開されたのでこの名前がついた。前期の代表にグリーン、後期の代表にボザンケがいる。この学派の主張は、イギリスの伝統的な自由主義と個人主義を克服して、国家機能の強化や積極的自由観を主張した。そして、「公共善」(common good)の理念を中核とする政治的理想主義の思想を構築するものであった。前者の主著に T.H.Green, Prolegomena to Ethics 1883、[西晋一郎訳 『グリーン氏倫理学』 金

港堂、1902年] 後者にはB.Bosanquet, *The Philosophic Theory of the State* 1899. がある。

- (4) メートランド(1850～1906)は、イギリスの法制史家でケンブリッジ大学を卒業後母校の教授となった。歴史的方法による国家内諸集団の法的地位の研究をし、団体人格実在説を唱えた。主著はE.W.Maitland, *F.Pollock, History of England Law before the Time Edward*, 1875. がある。
- (5) フィッグス(1866～1919)はケンブリッジ大学を卒業後牧師についた政治学者である。特に国家と教会の機能の分離を主張し、20世紀初頭の多元的国家論者の一人にあげられる。主著にJ.N.Figgis, *The Theory of the Divine Right of Kings*, 1886. がある。
- (6) マッキーバーはスコットランド生まれのアメリカの社会学・政治学者である。オックスフォード大学を卒業後母校で教鞭をとった後、1934年にアメリカに帰化し、コロンビア大学の教授となった。統合社会としての「コミュニティ」(community)と目的部分社会としての「アソシエーション」(association)を概念化し多元的国家から一步進んだ理論を展開した。主著にR.M.MacIver, *The Web of Government*, 1962. [秋永肇訳『政府論』上下 勁草書房、1962年]がある。
- (7) デュギー(1859～1928)は、ボルドー大学の法学の教授で哲学的実証主義の立場からドイツ的法概念を批判した。特に国家主権の概念を否定し地方分権と職能代表の理論を展開した。主著にL.Duguit, *L'Etat: Le Droit Objectif et la Loi Positive* 1901. がある。
- (8) E.Barker, *Political Thought in England: Herbert Spenser to 1914*. (Home University Library, No.104, 1948) [堀豊彦、杉正夫訳『イギリス政治思想 H.スペンサーから1914年』岩波書店、1954年]
- (9) E.Barker, *Principles of Social and Political Theory*. 1951. [堀豊彦、藤原保信、小笠原弘親訳『政治学原理』勁草書房、1969年]
- (10) バーカーはアリストテレスの『ポリテーティカ』に影響をうけ、その英訳を1945年に完成させている。彼が終生アリストテレスの政治思想の影響下にあったことは次の書物に記されている。E.Barker, *Age and Youth: Memories of Three Universities and Father of Man*, 1953. p.335.
- (11) 近年の研究書として、J.Stapleton, *Englishness and the Study of Politics :The Social and Political Thought of E.Barker*, 1994. がある。
- (12) E.Barker, *Reflection on Government*, 1942. [足立忠夫訳『現代政治の考察』勁草書房、1968年] この著作は当時ファシズムと Kommunismus の勃興の中で、デモクラシーの危機とそれに対する絶対的価値を主張し、その実現に向けて障害となっているものの克服の方法を解明しようとしたものである。
- (13) G.D.H.Cole, *Social Theory*, 1920. [野田福雄訳「社会理論」『イギリスの社会主義思想』世界思想教養全集 17巻 河出書房 1963年 所収]この著作はコールの社会観・国家観を述べたものとして重要なものである。また、ギルド社会主義について述べたものには、G.D.H.Cole, *Self-Government in Industry*, 1917. G.D.H.Cole, *Guld Socialism Restated*, 1921. がある。これは実際上の政治的主張の部分が強く、彼の国家理論を理解するには、「社会論」がより適当である。
- (14) サンジカリズムは 1895年に結成されたフランスの「労働総同盟」(C.G.T)の主張で、その代表的理論家がG.ソレル(Georges Sorel)である。彼によれば、支配階級による国家権力を否定し、そのための暴力を倫理的に正当化するものであった。また、国家的秩序を認めず、労働組合を中心とした連合社

会を建設し、労働者の自由と自治を確立しようと主張した。

- (15) ホームズ判事(1841～1955)は、マサチューセッツ州の最高裁判事から連邦最高裁判所判事になった人物で、特に思想の自由に関してはその擁護の立場から、歴史に残る判決を多く残している。ラスキと彼との往復書簡集は有名である。M.D.Howe ed., Holmes-Laski Letters 1916-1935, 2Vols, 1953. [鶴飼信成訳 『ホームズーラスキ往復書簡』 岩波書店 1981年]
- (16) H.J.Laski, A Grammar of Politics, 1925. [日高明三、横越英一訳 『政治学大綱』 上下、法政大学出版、1952～3年]
- (17) H.J.Laski, The State in Theory and Practice, 1935. [石上良平訳 『国家 理論と現実』 岩波書店、1964年]
- (18) H.J.Laski, Reflections on the Revolution of Our Time, 1943.[笠原美子訳 『現代革命の考察』 上下、みすず書房、1950年]
- (19) ラスキのライフヒストリーを著したものには古くは、K.Martin, Harold Laski: A Biographical Memoir, 1953. [山田文雄訳 『ハロルド ラスキー社会主義者の歩み』 社会思想研究会出版部、1955年] がある。近年生誕 100 年を記念して、いくつかのライフヒストリーの書物が出版された。代表的なものに次のものがある。I.Kramnich, B.Sheerman, Harold Laski: A Life on the Left, 1993. M.Newman, Harold Laski: A Political Biography 1993.
- (20) 「カントに帰れ」のスローガンの下に、彼の弟子や信奉者達がカント哲学の再構築を試みことから、グループのこの名前がつけられた。この哲学は、当時の政治学、社会学、法律学、教育学にまで影響を及ぼした。この学派の特色は学問論にあり、学問的認識を現実の描写に求めるのではなく、主体の方法に基づいて初めて認識されるとしたのである。ここでの真理判断の客観性はまさに方法による統一性によって保証されるとした。この学派はやがてH.コーエン(Herman Cohen)のマルブルク学派とW.ヴィンデルバルト(Wilhelm Windelband)の西南学派にわかれるが、前者は社会主義の政治哲学としての機能を果たし、それは国家という共同体における人間存在の自己実現を追求するものであった。そのために、国家が理想の実現の主体になり得ると説いたのである。